

更に収納率を向上させるためには **

第2回

先進的で効率的な徴収手法① － 徴収一元化・共同徴収－

キャノングローバル戦略研究所 主任研究員 柏木 恵

はじめに

本稿は、4回の連載を通じて、国保税徴収率の向上について検討する。前回は群馬県市町村国保税の実態と取り巻く状況について述べた。今回と次回は、更なる収納率の向上のために先進的で効率的な徴収手法を紹介する。先進的で効率的な手法とは、①徴収一元化・共同徴収、②ITと民間部門の活用である。今回は、徴収一元化・共同徴収に焦点を当てる。徴収一元化とは、自治体の公債権と私債権の徴収一元化を指す。共同徴収とは、県と自治体や、自治体同士の共同徴収を指す。共同徴収の形態には、一部事務組合や広域連合、任意組織がある。

1. 徴収一元化とは

自治体には、国保税(料)のほか、地方税や介護保険料、保育料、水道料金、公営住宅家賃、給食費、公立病院医療費など多くの債権がある。国保税を納めるのは住民である。個人住民税や介護保険料、保育料、住宅使用料なども併せて滞納・延滞している可能性が高い。以前、筆者がある自治体を分析したところ、滞納者1人で最多7債権、1世帯で最多9債権を滞納・延滞しているという結果が出た。全国的にみても、複数債権の滞納・延滞は多く、複数の担当部署が1人の滞納者に対して、個別に対応しているのが現状である。

そうならば、滞納者や世帯で名寄せして徴収した方が効率的である。租税原則は公平・中立・簡素である。簡素というのは、効率的な徴収を意味する。効率というのは、投入した資源(コストや職員が徴収するための時間)を無駄なく成果に結び付けることである。自治体はつねに効率的な徴収を行わなければならない。住民基本台帳の情報をキーにして、名寄せができれば容易に滞納者情報は作れる。

徴収一元化に取り組んでいる自治体は多い。表1は、2010年に筆者が作成したので、多少データは古いが、徴収一元化組み合わせ上位10を示している。1位は税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の組み合わせだが、全国的にみて、国保は滞納額も多いので2位(税・国保)、3位(税・国保・介護保険料・後期高齢者医療保険料)と上位を占めている。

■表1 徴収一元化組み合わせベスト10 (2009年7月1日現在)

	税目	団体数
1	税・介護・後期高齢者医療	62
2	税・国保	18
3	税・国保・介護・後期高齢者医療	12
4	税・介護	9
5	税・住宅・保育・水道・給食	7
6	税・介護・後期高齢者医療・保育・水道	6
6	税・住宅・保育・水道	6
8	税・介護・後期高齢者医療・水道・住宅	5
9	税・保育	4
9	税・介護・後期高齢者医療・住宅・保育・水道	4

注) 等などの曖昧な表記のものはカウントしていない。

出所: 総務省資料より作成

2. 自治体職員からみた徴収一元化のメリット

つづいて、徴収一元化のメリットを考えてみよう。

まずは、滞納者の状況が把握しやすくなるということが挙げられる。徴収は、滞納者の状況が分からないことが最も困ることである。他の債権の滞納状況をみることで、滞納者の生活状況がみえ、多角的な分析ができる。

次に、情報があれば事前に準備ができるため、滞納者に攻撃される際が減少する。滞納者から、「この間〇〇課の人に払ったから今はお金がありません」と言われること

も、「なぜ同じ自治体から何人も個別に訪ねてくるのか。ひとつにまとめられないのか」と言われることも減る。

第3に、業務ストレスも軽減する。母子寡婦福祉資金貸付金のような福祉の仕事をしている担当者から貸付と回収を同時に行うのはつらいと聞いたことがあるが、貸付業務と回収業務を分けてしまえば、そういったストレスも減る。徴収という専門組織を作れば、滞納者に対して威力を発揮できる。

第4に、滞納者に納税意識を高めることができる。滞納には、うっかり忘れから確信犯的なものまであり、行政不満を滞納という形で示す住民もいる。そういった住民に

対して、自治体の全体像と住民の受ける行政サービス、税や料の意義を説明することで、納税意識を高めることができる。これは自治体にとって、とても重要である。

3. 共同徴収とは

共同徴収の始まりは、1958年に一部事務組合として発足した岡山市町村税整理組合である。現在では、30自治体44団体（一部事務組合が20団体、広域連合が5団体、任意組織が19団体）で共同徴収を行っているが、残念ながら群馬県にはない。扱っている債権は、国保税（料）、住民税、固定資産税が多い。

共同徴収を行う理由は、2つ挙げられる。1つは、これ以上自力で徴収を行うには現在の状況では難しいため、打開策として自発的に自治体同士が協力しあって徴収するという理由である。昭和30年代から始まった従来からの理由である。

もう一つは、個人住民税の滞納増加による。所得税から個人住民税への税源移譲が背景にある。税収規模が拡大したことは、地方分権からすれば好ましいが、徴収率が同じ場合、滞納金額が増えることを意味する。これまでも地方税法第48条による都道府県の個人県民税の直接徴収が行われてきたが、個人住民税は都道府県と市町村が力を合わせて徴収を行えば、双方にとってメリットがあるため、共同徴収の流れが急速化した。

2008年に数件の一部事務組合を調査したところ、自治体の負担金を大きく上回る徴収額となっており、設置効果は出ていたことがわかった。

4. 近隣町相互職員派遣体制の事例

最近では、組織を作らない「近隣町相互職員（併任徴収）派遣体制」の事例もある。

熊本県嘉島町は、2010年から、御船町、甲佐町、益城町、美里町と「近隣町相互職員派遣体制」の協定を結び、相互派遣して捜索を行っている（費用は各自負担）。対象は国保税のほか、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、介護保険料、後期高齢者医療保険料である。嘉島町は課長1名、課税係4名、徴収係2名の計7名で税務業務を行っていた。捜索は徴収係2名ではできない。捜索に必要な人数を併任制度によって調達し、嘉島町だけで年間12回の捜索を行っている。

この制度のメリットは、事務所を設置する必要も、負担金を出す必要もないため、予算がなく、人員も場所もない自治体でも実行可能なことである。

このように、自治体が自らの課題に気づき、国や県からの強制ではなく、草の根的に近隣の自治体と連携し、人員やノウハウの不足をカバーし合いながら滞納処分を行っているという事例は最近に見られる傾向である。毎年幹事自治体を設け、その自治体がスケジュール管理など行っているが、職員の知識向上のため、研修制度も持ち回りでやっている。

おわりに

今回は、徴収一元化・共同徴収を検討した。昨今の厳しい財政状況では、自治体が組織や体制を工夫して協力体制を作り、弱点をカバーし合いながら、地道に徴収することが重要である。



柏木 恵氏 プロフィール

キヤノングローバル戦略研究所主任研究員。
税理士。博士（経済学）（中央大学）。白鷗大学客員教授。
株式会社大林組を経て、2001年より富士通総研で国や自治体のコンサルティングに従事。
2009年より現職、現在に至る。

日本財政学会員、日本地方財政学会員、国際公共経済学会員。総務省地方財政審議会特別委員、総務省「官民連携入札等監理委員会」専門委員、総務省「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」委員、東京都「固定資産評価に関する検討委員会」委員、横浜市税制調査会委員などを歴任。

専門分野は財政学、地方財政、公会計、官民連携など。

